

令和 5 年度

第4回 第一農地部会定例会議事録

令和5年7月28日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和5年度第4回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年7月28日(金) 午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	4番 古川 政繁	6番 竹山 貞子
9番 吉村 清正	13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行
16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹	22番 飯塚 直人
24番 松本 香		

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	高島 信雄	片桐 清司
高島 真一	笠原 行夫	荻原 一昭	小林 政秋
白滝 光彦	横田 正美	平野 宏一	清水 康之
野村 しのぶ	長野 秋義	穂苅 靖男	

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪 雄一郎 佐藤 清繁

(2) 農地利用最適化推進委員

野島 文昭 上原 孝

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
次長	松縄 浩一
主任	中村 駿
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 竹山 貞子 20番 篠宮 英樹

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数10人、欠席委員数2人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p>
	<p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数15人、欠席推進委員数2人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号6番 竹山 貞子 委員、議席番号20番 篠宮 英樹 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の竹山委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号88番から98番の11件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 中村	<p>農業委員会事務局 中村です。私からは合併前上越市の審議案件についてご説明します。</p> <p>それでは1頁をご覧ください。報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。主な理由としましては、耕作者の要望により相対契約から中間管理機構を挟む一括方式で利用権設定をするものであります。備考欄に関連案件の頁と番号を記載しておりますので、参照ください。</p>

	<p>その他、貸し人、借り人の要望などを事由とする合意解約であり、解約後は「他者へ売却」などを予定しています。同じく関連案件を備考欄に記載しておりますので、合わせてご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の11件を承認します。</p>
議長	<p><報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号83番から番号102番までの20件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 中村	<p>それでは4頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」11件、「駐車場」4件、「敷地拡張」1件、「宅地造成」1件、「工場・事務所」1件、「建売住宅」1件、「倉庫」1件です。</p> <p>4頁、84番と86番の案件は全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、9、10頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>番号89番の譲受人は県外ののだが、上越市に移住してくるということか。</p>
(事務局) 中村	<p>それはわからないが、近隣に親族も居住しており、移住してくる可能性もあると思います。</p>
議長	<p>他に意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の20件を承認します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号17番、18番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 中村</p>	<p>それでは11頁をご覧ください。 番号17番は、黒田地内の農地を貸借し、「残土置場」として利用するものです。12頁に位置図、13頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、市内で採石、砂利の運搬及び販売業を営んでいるが、経営規模拡大により、残土置場が不足したため、申請農地を一時転用し、残土置場として利用するものです。 本案件は、5月に違反転用であることが発覚したため、手続きを行うよう指導した案件です。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までです。 現在、土砂の搬入はすでに終了しており、終期までに土砂を搬出し、農地に復旧する予定です。 土地利用計画は、残土置場で、申請面積は、1,853㎡です。 都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、新潟県盛土等の規制に関する条例対象外です。以上のことから、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号18番は、大字大豆地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。14頁に位置図、15頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 申請者は、市内のアパートに居住していますが、子供が成長し、手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和5年9月1日から令和5年11月30日までです。 土地利用計画は、住宅1棟で、申請面積233㎡、実測面積は310.52㎡、建築面積67.51㎡で建ぺい率は21.74%となり、基準の22%を満たしませんが、分筆するも狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断しました。 都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

吉村委員	番号 17 番の案件ですが、一時転用になるのか？
(事務局) 中村	はい、一時転用になります。工期中に農地に復旧する予定です。
吉村委員	違反転用発覚当初、私のところへ苦情がありました。それ以降はきておりません。事務局の方は、どうですか。
(事務局) 中村	事務局にも当初周辺住民から苦情がありましたが、申請があったことや転用可能であることを説明し、納得していただきました。
議長	他に意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議長	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 3 件、貸借権設定 11 件を上程します。 はじめに、所有権移転 3 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 中村	それでは 16 頁をご覧ください。最初に所有権移転 3 件の概略を説明します。 番号 432 番につきましては、県外に居住し、贈与を希望していた譲渡人が、従前の耕作者である譲受人に贈与するものであります。 番号 433 番、434 番につきましては、同じ北新保地内の農地について、譲渡人、譲受人の双方の事情、合意により、交換するものであります。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 11 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 中村	<p>次に、貸借権設定 11 件の概略を説明します。 頁は 17 頁から 19 頁です。 内訳といたしましては、番号 421 番から 431 番までの 11 件すべてが、設定期間を 3 年～10 年として、従前の契約を継続する再設定の案件となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 中村	<p>それでは 20 頁をご覧ください。 番号 25 番から 33 番までの一括方式による貸借権設定 9 件を説明します。 これらの案件は、繰り返しの説明になりますが、これまで、中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行う場合、配分計画によって貸付していたものを、農用地利用集積計画の一括方式で農業者に農地を貸付けするものです。議案には表記されませんが中間管理機構を介し、農地の貸借権の設定がなされるものです。 具体的な対象農地については、23 頁の様式第 1 号「農用地利用集積計画対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p>

	<p>左の借入契約者は土地の所有者、右の貸付者は中間管理機構が貸付けるもので、耕作者という流れのつくりになっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 1 件について説明します。</p> <p>7161 番の案件は、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>また、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 1 号について、市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、賃借権設定 2 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、賃借権設定 1 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(板倉区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7527 番から 7532 番の 6 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7527 番から 7532 番の 6 件の届出書を受理しましたので報告します。</p>

<p>議長</p>	<p>受理した6件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、6件とも「中間管理機構に貸付」です。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号について、6件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番から7504番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>3頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7502番から7504番の3件を説明します。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号7502番は、譲渡人の労力不足により規模を縮小したいとの意向から、隣接地を耕作している譲受人に譲渡するものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>番号7503番は、県外に居住している譲渡人から、譲渡の希望があり、隣接地に居住する譲受人に譲渡するものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>番号7504番は、高齢により離農を予定している譲渡人が、息子との同居のため、所有不動産を処分するため、市の空き家情報バンクに登録しておりましたところ、上越市に移住し農業に取り組む意向でいた譲受人との間で、宅地、住宅と合わせて、農地の売買に合意したものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件を上程します。</p> <p>所有権移転、番号 7616 番について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 7616 番の 1 件について説明します。</p> <p>7616 番は、県外に居住している譲渡人から、譲渡の希望があり、近隣で農地を取得し経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 6 件を上程いたします。</p> <p>はじめに、飯塚直人委員関連の番号 7516 番の 1 件を除く案件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(板倉区) 上原</p>	<p>5 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」飯塚直人委員関連の番号 7516 番の 1 件を除く貸借権設定 5 件を説明します。</p>
	<p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、飯塚直人委員関連の番号 7516 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する飯塚委員は退席をお願いします。</p> <p>（飯塚委員 退席）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>飯塚直人委員関連の貸借権設定、番号 7516 番の 1 件を説明します。</p> <p>この案件につきましても、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、飯塚委員関連の 1 件の採決に入ります。</p> <p>飯塚直人委員関連の番号 7516 番の貸借権設定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、飯塚委員の退席を解除します。</p>

<p>議長</p>	<p>(飯塚委員 復席)</p> <p>飯塚委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められたのでお知らせします。それでは、飯塚委員関連の1件を除く5件の採決に入ります。議案第3号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第3号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>(清里区駐在室分の議案) ＜議案第1号「農地法第3条許可申請について」＞ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8101番の1件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
<p>(清里区) 中条</p>	<p>1頁、議案第1号「農地法第3条許可申請通知について」、番号8101番1件について説明いたします。 この案件は、いわゆる農地付き空き家の購入により農地取得の手続きが必要となり、下限面積の規定が緩和されたことから今回の申請となりました。譲受人は、5年ほど前に清里区に移住されました。以前から家庭菜園に興味を持っており、今までは地元の方から指導を受けて家庭菜園を楽しみ、経験を積んでこられました。 別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第1号について、原案のとおり許可します。</p> <p>＜議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」＞ 続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、賃借権設定2件を上程いたします。</p>

	事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	<p>2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」貸借権設定 2 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p> <p>改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定します。</p> <p>最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>（名立区駐在室分の議案）</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9509 番と 9510 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9509 番と 9510 番の 2 件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した 2 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、後ほど説明します農用地利用集積計画の新規貸借権設定 3 項番号 9566 番と 4 項番号 9567 番と関連があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>

議長	特に質問等がないようですので、報告第1号について、2件を承認します。
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定12件を上程します。</p> <p>はじめに、松本委員関連の番号9565番から番号9570番の6件を除く6件について事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。</p> <p>2頁番号9559番から3項番号9564番までの6件は、契約期間満了に伴い再設定を行うものです。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号9565番から番号9570番の6件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する松本委員は、退席をお願いします。</p> <p>(松本委員 退席)</p>
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	<p>3頁、番号9565番から4頁、番号9570番までの6件は、これまでの耕作者が労力不足等の理由により、新たな耕作者が耕作をするものです。いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号9565番から番号9570番の6件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、松本委員の退席を解除します。</p> <p>(松本委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>松本委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第1号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、賃借権設定1件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>5頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」賃借権設定1件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第2号について、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>